

埼玉県水資源対策協議会規約

(名 称)

第1条 本会は埼玉県水資源対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は埼玉県に関係するダムの建設及び建設終了後の水源地域の保全を促進するため、水源地域の実情についての理解を深め、その振興対策に協力することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水没関係者の生活再建対策についての協力に関する事。
- (2) 水源地域の振興対策事業についての協力に関する事。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関する事。

(構 成)

第4条 協議会は別表1に掲げる団体をもって構成する。

(会 長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は知事をもって充てる。

2 会長は会務を統理し、協議会を代表する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は協議会の会議の議長となる。ただし、会長に事故があるときは、会長の代理者が議長となる。

(幹事会)

第7条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は協議会に付議する事案のうち、重要異例なものをあらかじめ整理する。
- 3 幹事会は別表2に掲げる者をもって構成し、幹事長は埼玉県企画財政部長をもって充てる。
- 4 幹事会は幹事長が必要と認めたときに招集し、その議長となる。

(庶 務)

第8条 協議会の庶務は、埼玉県企画財政部土地水政策課において処理する。

(委 任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、昭和53年9月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年2月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年6月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年2月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年1月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

埼玉県水資源対策協議会構成団体

| 埼玉県水道用水供給事業の供給区域内の市町村 | | | 57団体 |
|-----------------------|-------|-------------|-------|
| 上尾市 | 北本市 | 鶴ヶ島市 | ふじみ野市 |
| 朝霞市 | 行田市 | ときがわ町 | 本庄市 |
| 伊奈町 | 久喜市 | 所沢市 | 松伏町 |
| 入間市 | 熊谷市 | 戸田市 | 三郷市 |
| 小川町 | 鴻巣市 | 滑川町 | 美里町 |
| 桶川市 | 越谷市 | 新座市 | 宮代町 |
| 越生町 | さいたま市 | 蓮田市 | 三芳町 |
| 春日部市 | 坂戸市 | 鳩山町 | 毛呂山町 |
| 加須市 | 幸手市 | 羽生市 | 八潮市 |
| 神川町 | 狭山市 | 飯能市 | 吉川市 |
| 上里町 | 志木市 | 東松山市 | 吉見町 |
| 川口市 | 白岡市 | 日高市 | 寄居町 |
| 川越市 | 杉戸町 | 深谷市 | 嵐山町 |
| 川島町 | 草加市 | 富士見市 | 和光市 |
| | | | 蕨市 |
| 水道事業体 | | | 9団体 |
| 桶川北本水道企業団 | | 越谷・松伏水道企業団 | |
| 春日部市 | | さいたま市 | |
| 川口市 | | 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 | |
| 川越市 | | 所沢市 | |
| | | 日本水道協会埼玉県支部 | |
| 埼玉県 | | | |

別表2(第7条関係)

埼玉県水資源対策協議会幹事会構成員

| 埼玉県水道用水供給事業の供給区域内の市町村等関係 | 33名 |
|--------------------------|-----------------|
| 上尾市行政経営部長 | 越谷市総合政策部長 |
| 上尾市上下水道部長 | 越谷・松伏水道企業団局長 |
| 桶川市企画財政部長 | さいたま市都市戦略本部長 |
| 桶川北本水道企業団事務局長 | さいたま市水道局業務部長 |
| 加須市総合政策部長 | 坂戸、鶴ヶ島水道企業団事務局長 |
| 加須市上下水道部長 | 幸手市総合政策部長 |
| 川口市企画財政部長 | 幸手市水道部長 |
| 川口市上下水道局管理部長 | 狭山市企画財政部長 |
| 川越市総合政策部長 | 狭山市上下水道部長 |
| 川越市上下水道局長 | 草加市総合政策部長 |
| 行田市総合政策部長 | 草加市上下水道部長 |
| 行田市都市整備部長 | 鶴ヶ島市総合政策部長 |
| 久喜市総合政策部長 | 所沢市経営企画部長 |
| 久喜市上下水道部長 | 所沢市上下水道局長 |
| 熊谷市総合政策部長 | 日本水道協会埼玉県支部事務局長 |
| 熊谷市上下水道部長 | 東松山市政策財政部長 |
| | 東松山市建設部長 |
| 埼玉県職員 | 8名 |
| 企画財政部長 | 産業労働部産業支援課長 |
| 企画財政部土地水政策課長 | 県土整備部河川砂防課長 |
| 企画財政部市町村課長 | 企業局水道部長 |
| 保健医療部生活衛生課長 | 企業局水道企画課長 |